

平成19年度 地方バス路線維持費補助金の交付実績について

国土交通省は、各事業者等から申請のあった平成19年度地方バス路線維持費補助金について交付を行い、このたび次のとおり額が確定しました。

補助事業者数	補助系統数	補助車両数	国庫補助金の額
215	1,647	163	7,682（百万円）

なお、平成19年度については当初予算7,134百万円に加え、軽油価格の高騰に対応するため、補正予算として548百万円を計上しました。

1. 地方バスに対する補助金は、地域住民の生活の足として必要なバス路線の維持・確保のための路線維持費、車両購入費等に対して交付するものです。国は各都道府県と協調してバス事業者に対して補助（負担率：国1/2又は1/4、都道府県1/2又は1/4。国は都道府県が交付する額を限度に交付）する仕組みになっています。
2. 平成19年度の補助対象期間は、路線維持費が平成18年10月～19年9月、再生路線運行費が平成18年10月～平成20年3月です。

補助対象路線	補助内容	補助率
生活交通路線	・路線維持費補助 ・車両購入費補助	国1/2、都道府県1/2 //
生活交通再生路線	・路線運行費補助 ・設備整備費補助 ・車両購入費補助	国1/2、都道府県+市町村1/2 国1/4、都道府県+市町村1/4 国1/2、都道府県+市町村1/2

（詳しくは別紙資料をご覧ください。）

<参考>

- （1）補助事業者数について

本補助制度は、地域にとって必要な路線に対する路線ごとの補助であり、黒字事業者及びJRバスも補助対象となっている。

- （2）補助系統数について

平成19年度の補助系統数は、生活交通路線補助系統が1,645系統、生活交通再生路線補助系統が2系統となっている。

- （3）生活交通確保のための地方財政措置

地方公共団体が生活交通確保対策を講じるために要する経費に対し、地方交付税措置を行うこととされている（平成13年度より措置内容が拡充され、特別交付税措置としては、地方負担額の8割措置）。平成19年度の事業費ベース（地方財政計画上）で750億円程度。

問合せ先：自動車交通局旅客課生活交通対策室
代表 5253-8111
内線 41252 直通 5253-8571
担当：有馬